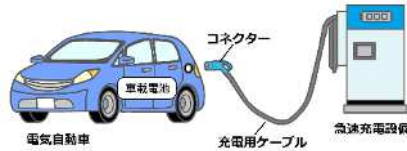


～急速充電設備の基準の主な改正概要～

急速充電設備とは

電気自動車等に積載された電池に高い圧力で電流を流し、短時間で充電する設備です。



改正内容

1 充電の対象を自動車だけでなく、船舶や航空機にも広げました。

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 1 項)



2 出力の上限を設けないこととしました。

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 1 項)

改正前	20kW 以下 規制なし	20kW 超～200kW 以下 急速充電設備	200kW 超 変電設備
-----	-----------------	---------------------------	-----------------

改正後	20kW 以下 規制なし	20kW 超 急速充電設備
-----	-----------------	------------------

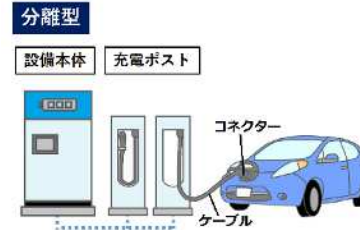
3 コネクタを用いて充電することを明確化しました。

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 1 項)



4 分離型のものは充電ポスト※を含むこととしました。

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 1 項)



※充電ポスト・コネクタと充電用ケーブルを収納する設備で変圧する機能を有しないもの

5 充電ポストについて

充電ポストは変圧機能がなく、出火の危険性が低いいため材質等の規制が適用されません。

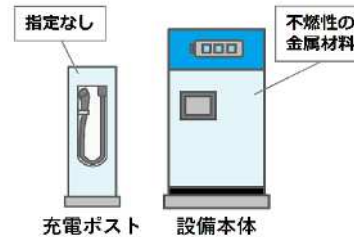
【材質について】

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 1 項第 1 号)

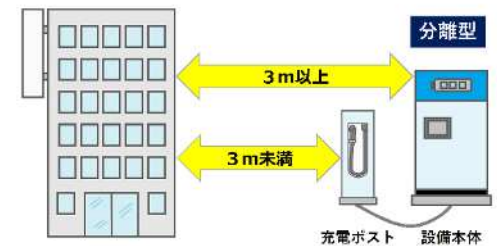
【建築物からの距離について】

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 2 項)

【筐体の材質】



【建築物からの距離のイメージ】



6 その他の規制内容

【緊急停止装置の設置箇所について】

利用者が速やかに操作できる箇所に手動緊急停止装置を設置することとされました。

(川崎市火災予防条例第 14 条の 2 第 1 項第 10 号)

